3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年６月16日から平成22年６月18日までの３日間

4　処分の原因となった事実　同社は、平成20年８月28日、国土交通省中国地方整備局発注の「尾道・松江自動車道岡田高架橋ＰＣ上部工事」において、墜落事故により作業員が死亡及び傷害を負う事故を発生させた。この件について、作業員が墜落するおそれがある場所に係る危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、同社並びに同社社員で現場代理人及び安全衛生責任者等であった者は平成21年12月25日、労働安全衛生法違反により三次簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。また、墜落防止を講じないまま足場の組み立て作業を行わせた過失により、同社社員でとび職の職長であった者は、業務上過失致死傷罪により同日付けで三次簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第７０８２２号

東京都新宿区新宿２丁目１番３号サニーシティ新宿御苑401ＮＦＴ－ＡＮＮＥＸ法律事務所

申立人　齊藤悠紀子

本籍東京都品川区西大井６丁目5692番地、最後の住所東京都品川区西大井６丁目10番４号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日平成21年４月17日、出生の場所新潟県古志郡中通村大字摂田屋55番戸、出生年月日大正13年１月14日、職業無職

被相続人　亡　近藤　正一

催告期間満了日　平成22年12月28日

東京家庭裁判所

平成２２年（家）第７０８３１号

東京都港区東新橋１丁目１番21号今朝ビル９階辻誠法律事務所

申立人　三浦　　修

本籍東京都江戸川区平井４丁目460番地、最後の住所東京都江東区亀戸２丁目６番６－411号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日平成21年３月４日、出生の場所東京都江戸川区平井２丁目460番地、出生年月日昭和20年６月29日、職業不詳

被相続人　亡　永野　正美

催告期間満了日　平成22年12月28日

東京家庭裁判所

平成２２年（家）第４２１２４号

横浜市中区日本大通17番地　ＪＰＲ横浜日本大通ビル10階

申立人　鈴木　義貴

本籍横浜市旭区中希望が丘148番地、最後の住所横浜市旭区中希望が丘148番地希望が丘コーポラスＢ棟510号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日平成21年５月７日、出生の場所東京府北豊島郡石神井村、出生年月日昭和３年１月10日、職業不詳

被相続人　亡　山森　君枝

催告期間満了日　平成22年12月24日

横浜家庭裁判所

平成２２年（家）第３１８号

岡山市北区野田屋町１－７－17　旧千代田生命岡山ビル５階　横野崇司法律事務所

申立人　弁護士　横野　崇司

本籍岡山県美作市原772番地、最後の住所岡山県美作市原792番地、死亡の場所岡山県美作市、死亡年月日平成21年６月２日、出生の場所岡山県英田郡作東町、出生年月日昭和30年12月４日、職業不詳

被相続人　亡　片山　昌幸

催告期間満了日　平成22年12月27日

岡山家庭裁判所津山支部

平成２２年（家）第３００４６号

広島県三原市円一町４丁目１番28号

申立人　夜船　裕光

本籍広島県三原市田野浦１丁目780番地、最後の住所広島県竹原市忠海東町１丁目12番21号、死亡の場所広島県竹原市、死亡年月日平成21年３月８日、出生の場所広島県三原市、出生年月日昭和34年４月17日、職業無職

被相続人　亡　平田　春美

催告期間満了日　平成23年１月13日

広島家庭裁判所呉支部

平成２２年（家）第１４２号

事務所福岡市中央区舞鶴３丁目２番31号舞鶴栄光ビル６階

申立人　上野　雅生

本籍名古屋市西区那古野２丁目404番地、最後の住所福岡県大牟田市大字久福木905番地２シニアライフ久福木、死亡の場所福岡県大牟田市、死亡年月日平成21年１月11日、出生の場所名古屋市中区丸田町２丁目５番地の５、出生年月日大正９年５月20日、職業無職

被相続人　亡　浅野　鈴子

催告期間満了日　平成22年12月20日

福岡家庭裁判所大牟田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２２年（へ）第２号

滋賀県蒲生郡日野町大字奥之池565番地19

申立人　藪工業株式会社

代表者代表取締役　藪　　忠治

権利を争う旨の申述の終期　平成22年９月10日

平成22年５月26日　　福井簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　３通

⑴手形番号　ＺＢ00679

金額　921,998円

支払期日　平成22年４月30日

支払地　福井県福井市

支払場所　株式会社福井銀行本店営業部

振出日　平成22年２月10日

振出地　福井県福井市

振出人　フクビ化学工業株式会社　代表取締役　八木誠一郎

受取人　申立人

最終所持人　申立人

⑵手形番号　ＺＢ01135

金額　189,970円

支払期日　平成22年５月31日

振出日　平成22年３月10日

⑵の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の手形の記載と同じ

⑶手形番号　ＺＢ01136

金額　416,972円

支払期日　平成22年５月31日

振出日　平成22年３月10日

⑶の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の手形の記載と同じ